

規制改革推進会議 投資等WG提出資料



令和2年10月22日
総務省自治税務局

地方税務手続の効率化・電子化に係るこれまでの取組

- ICTの進展等を踏まえ、納税者の利便性の向上、課税当局の業務効率化・省力化、適正・公正な課税の実現等のため、地方税務手続のデジタル化を推進。

申告・納税のオンライン化

- eLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)により、全地方団体に対し電子申告等が可能
 - － 例: 法人道府県民税等の電子申告率: 73.7%、個人住民税(給与支払報告書) 47.1%(令和元年度)
- 地方税共通納税システムの稼働により、主として法人向けの税目について、令和元年10月から全地方団体に対し電子納税が可能。令和3年から対象税目拡大予定
 - － 令和元年10月から令和2年8月までの納税額: 8,097億円

収納手段の多様化

- 各地方団体の対応により、口座振替、コンビニ納税やクレジットカード納付など、個人向け税目の収納手段が多様化
 - － コンビニ納税の人口カバー率: 都道府県 100%、市区町村 95.0% (令和元年度)
 - － クレジットカード納付の人口カバー率: 都道府県 97.3%、市区町村 35.0% (令和元年度)

地方税務手続の効率化・電子化に係る今後の取組

- 今後の更なる地方税務手続のデジタル化・利便性向上の取組について、以下のとおり検討中。

①電子納税の拡大施策（法人関係）

- 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

- － 「地方税における電子化の推進に関する検討会」において、固定資産税、自動車税といった賦課税目を念頭に対象税目の拡大を検討中
- － 実現方策として、eLTAXアカウントに納付書の情報をアップロードする案や納付書に付されたQRコードを活用する案を検討中

②電子納税の拡大施策（個人関係）

- 現在、スマートフォン決済アプリ対応団体が急速に増加。引き続き、収納手段の多様化を推進

- － スマートフォン決済アプリ納税の人口カバー率：都道府県 46.4%、市区町村 33.2%（令和元年度）

- 地方税共通納税システムの対象税目の拡大（再掲）

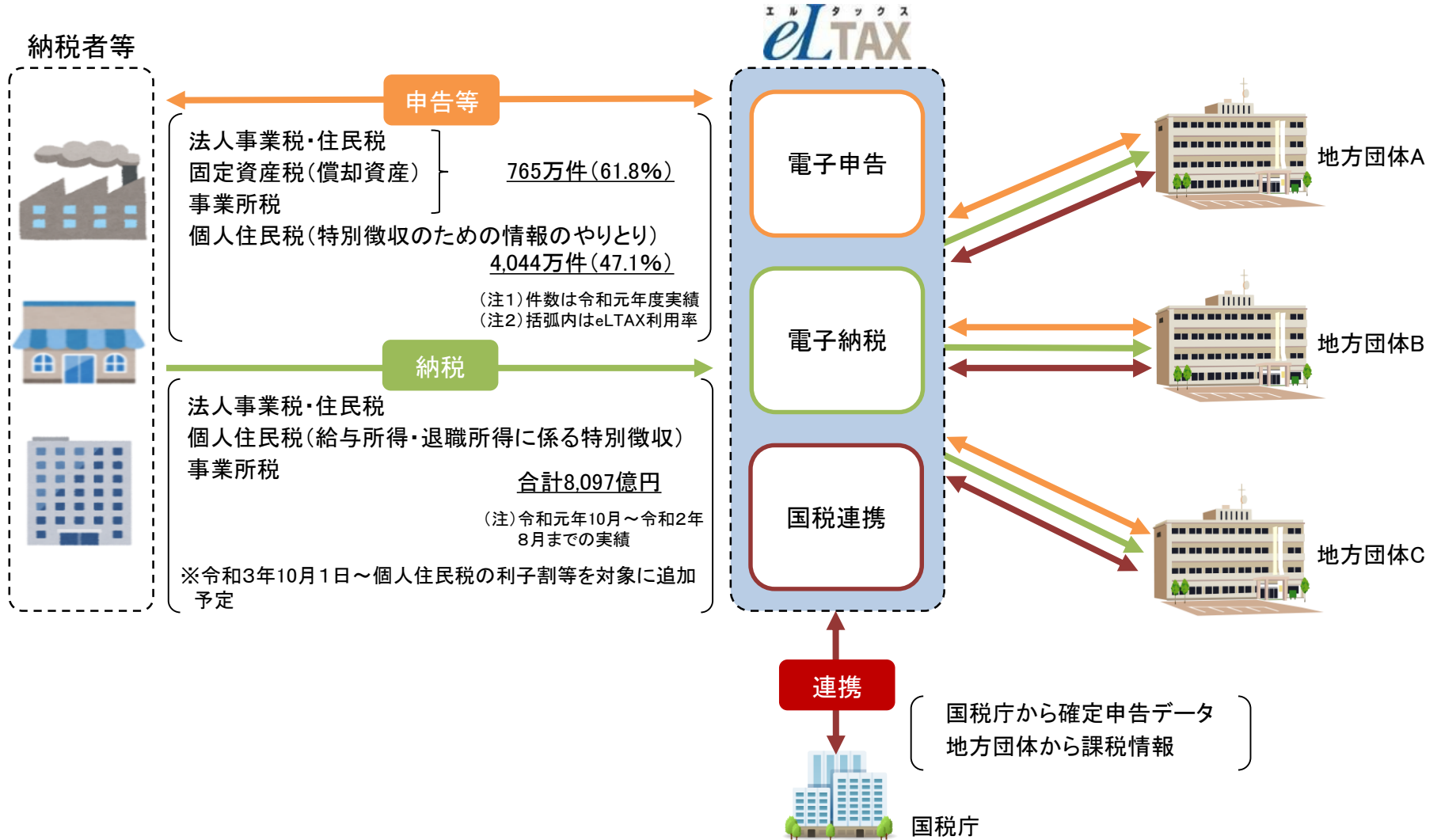
③紙の納付書を用いた納税における効率化策

- 上記検討会において、実現方策としてQRコードを活用する案を含め検討中

- 地方団体における収納手段の多様化の状況も踏まえ、検討する必要

eLTAXの概要

- eLTAXは、インターネットを利用して地方税に係る手続きを電子的に行うシステム。
- 複数団体に対する電子申告・電子納税を一括で行うことができるほか、地方団体と国税当局間の情報連携に活用している。



地方税共通納税システムについて

- 法人は、その事業活動が複数の地方団体にまたがること、またその従業員が複数の地方団体から通勤するケースがあることから、地方税においては、紙ベースではなく電子的に申告等を行うニーズが高い。
- 令和元年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となっている。

概要

<主なメリット>

納税者

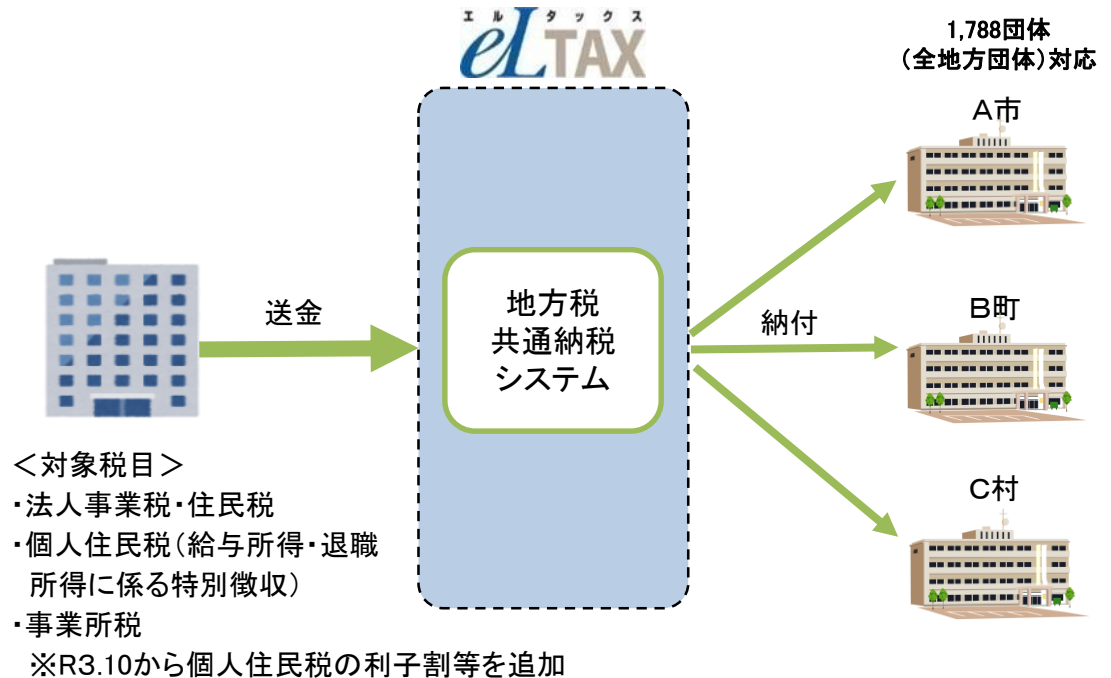
- 対象税目について、全ての地方団体に対して電子納税可能
- 合計税額をeLTAXに送金することで、複数地方団体への納付が可能

金融機関

- 窓口来訪者の減少による窓口業務の負担軽減
- 領収済通知書のパンチ入力作業等の負担軽減

地方団体

- 納付書の封入作業等の負担軽減
- 印刷費、郵送費等の負担軽減

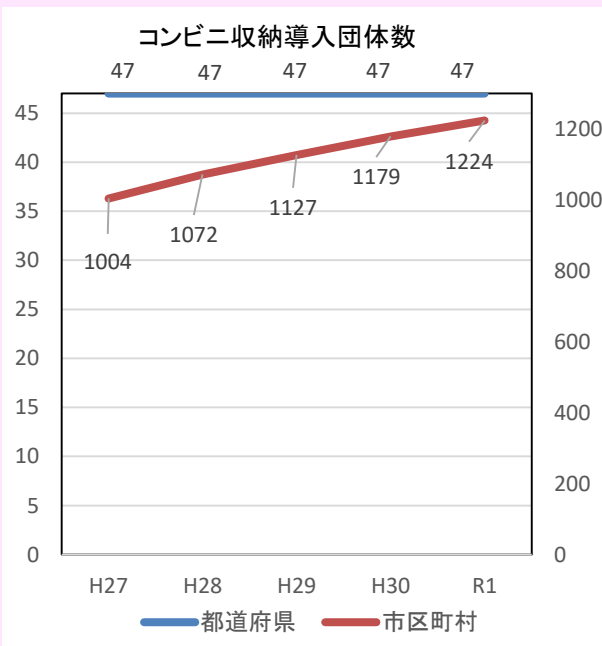


<参考> 企業による納税 地方法人二税等 申告件数:約437万件(法人市町村民税の場合)
個人住民税(給与所得に係る特別徴収) 納税義務者数:約4,276万人(支払回数:年12回)
事業所税 申告件数:約13万件

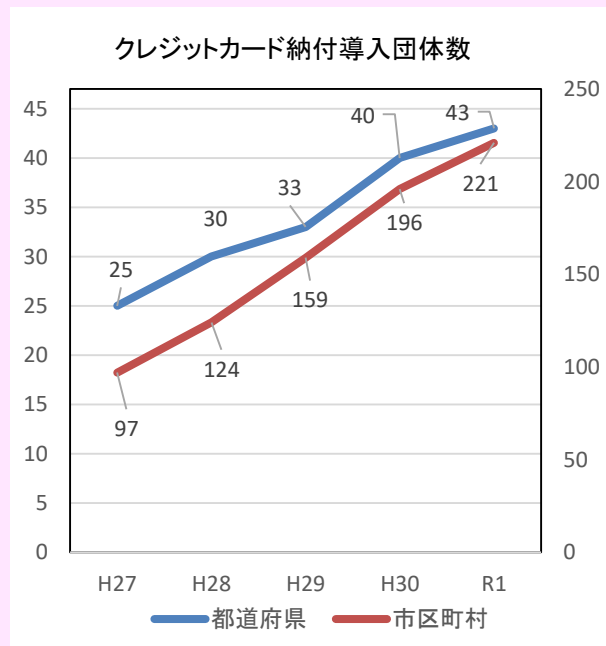
地方税に係る収納手段の多様化

- 従来から行われてきた口座振替に加えて、コンビニ納税(平成15年度)、クレジットカード納付(平成18年度)など累次の制度改正により、収納手段は多様化。
- 個人を取り巻くICT環境の変化に対応し、更なる収納手段の多様化を推進。

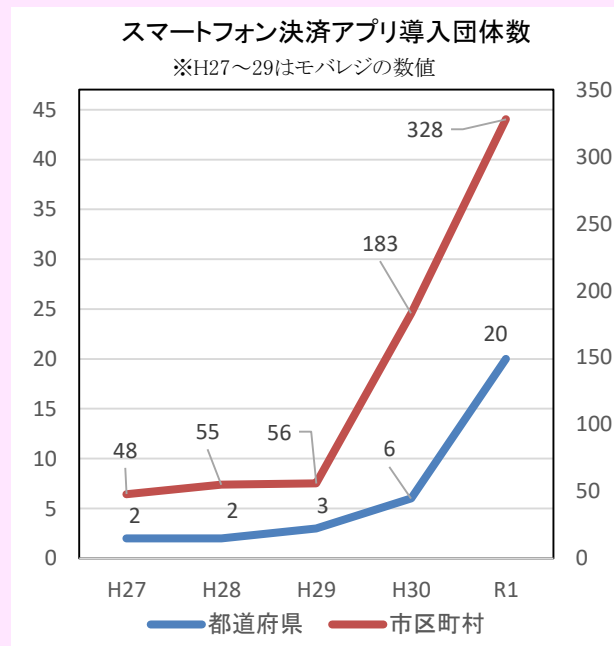
収納手段別の導入団体数の推移(各年7月1日時点)



※人口カバー率: 都道府県 100%、
市区町村 95% (令和元年度)



※人口カバー率: 都道府県 97.3%、
市区町村 35.0% (令和元年度)



※人口カバー率: 都道府県 46.4%、
市区町村 33.2% (令和元年度)

※総務省調べ

地方税における電子化の推進に関する検討会における検討状況

- 令和元年度に「地方税における電子化の推進に関する検討会」(※)を設置し、現在、地方税共通納税システムの対象税目の拡大について検討を進めているところ。
- 固定資産税や自動車税といった賦課税目を念頭に、eLTAXアカウントに納付書の情報をアップロードする案や、納付書等にQRコードを付す案を含めて検討中。

※ 構成員：有識者、地方団体、日本経済団体連合会、全国銀行協会、日本商工会議所、日本税理士連合会、地方税共同機構、総務省

令和元年度地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ概要(抄)

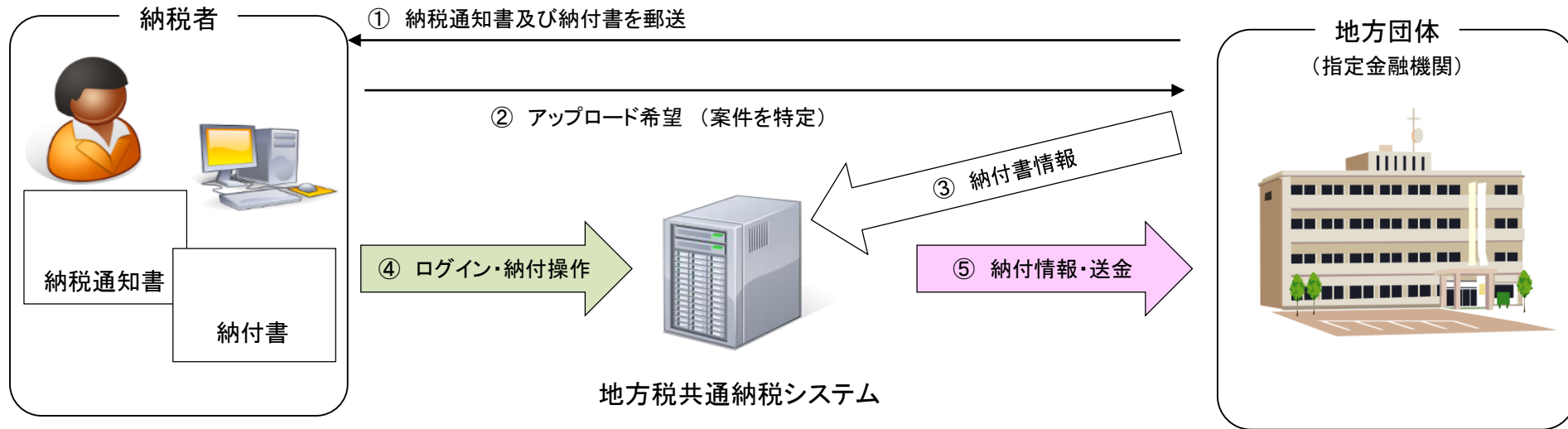
- ・ 地方税共通納税システムについて、対象税目の拡大を検討する場合、納税者等からの要望や地方自治体の業務の効率化・省力化等の観点から考えると、**固定資産税や自動車税といった賦課税目を念頭に検討を進めていく必要。**
- ・ 現時点の対応策として、**①アップロード案、②QRコード案、③納税者自ら入力案の3案を示した。**これらの案について、性質が異なること等から、現時点では案を絞り込むことはせず、より詳細に検討した方が良いとの指摘もあった。本検討会としては、今後、実務者での検討の場を設け、実務上の課題も含めて検討を行う。
- ・ 地方自治体に情報を共有しつつ、理解を得ながら進める必要があることを踏まえ、できる限り速やかに実務的な検討を実施。

成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)(抄)

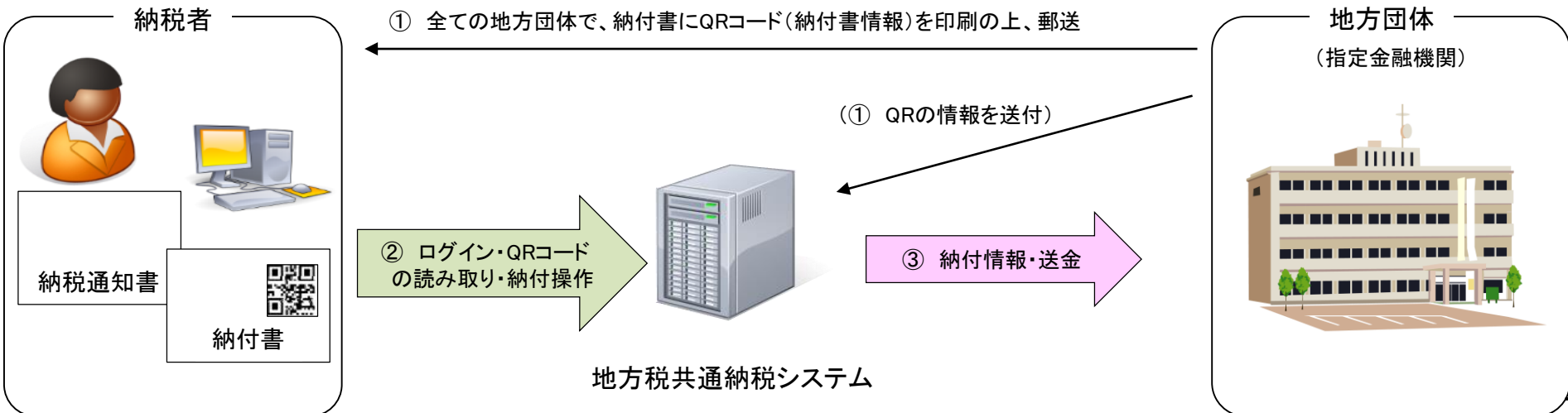
6. 個別分野の取組 (2) iii) ③世界で一番企業が活動しやすい国の実現
- イ) 税・社会保険手続の電子化・自動化
- ・ **地方税共通納税システムの対象税目の拡大として、2021年10月より個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割に関する金融機関等の特別徴収義務者が行う申告・納税の電子化に取り組むとともに、地方団体及び経済団体等における検討の状況を踏まえつつ、納税者からの要望が多い税目への拡大について検討を継続し、システムの利用促進に向けた今後の方向性を得る。**

地方税における電子化の推進に関する検討会における検討中の案

① アップロード案・・・アップロード希望者に対して、eLTAXアカウントに納付書情報をアップロードする。



② QRコード案・・・納付書等にQRコードを付し、納税者が当該QRコードを読み取る。



参 考

ICT化の進展に対応した主な施策(地方税)

年度	法人申告	給与支払報告書 公的年金等支払報告書	公的年金からの 個人住民税の特別徴収	国税連携	個人住民税の 特別徴収税額通知	自動車税	固定資産税 (償却資産)	電子納税
H16 ～ H21	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人住民税、法人事業税の申告開始(H16～) ● 事業所税の申告開始(H19～) ● 法人設立届等の提出開始(H19～) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与支払報告書・公的年金等支払報告書の申告開始(H19～) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的年金の特別徴収データの連携開始(H21～) 			<ul style="list-style-type: none"> ● OSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)による、自動車税、自動車取得税申告開始(新車新規のみ)(H17～) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産税(償却資産)の申告開始(H16～) 	
H22	全地方団体がeLTAXに接続							
H25		<ul style="list-style-type: none"> ● 一定規模以上の事業者に対し給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子的提出を義務化 		<ul style="list-style-type: none"> ● 所得税確定申告書の連携開始 				
H27				<ul style="list-style-type: none"> ● 法定調書の連携開始 ● 扶養是正情報の連携開始 		<ul style="list-style-type: none"> ● JNKS(自動車税納付確認システム)運用開始 		
H28		<ul style="list-style-type: none"> ● 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出を一元化 			<ul style="list-style-type: none"> ● 特別徴収税額通知(特徴義務者用)の電子化 			
H29				<ul style="list-style-type: none"> ● 源泉徴収義務者情報の連携開始 		<ul style="list-style-type: none"> ● 中古車新規登録、移転登録、変更登録、抹消、継続検査も対象 		
R1	<ul style="list-style-type: none"> ● 開廃業等に係る申請手続の一元化 ● 共通入力事務の重複排除(R2.3) 							<ul style="list-style-type: none"> ● 地方税共通納税システムの導入(R1.10)
R2	<ul style="list-style-type: none"> ● 大法人に係る電子申告義務化 ● 財務諸表の提出の一元化(R2.4.1) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子的提出基準の引下げ(R3.1.1) 						
R3								<ul style="list-style-type: none"> ● 金融所得課税に係る申告・納入手続の電子化(R3.10)